

週休2日制適用工事実施要領（千葉県企業局水道事業）新旧対照表（令和7年4月改定）

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
週休2日制適用工事<u>実施</u>要領（千葉県企業局水道事業） <u>1</u> 目的 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県企業局水道事業では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を<u>実施</u>する。この要領は、適用工事の<u>実施</u>に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 <u>2</u> 用語の定義 （1）適用工事 現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。 （2）現場閉所による週休2日工事 <u>1）週休2日</u> <u>①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>2）現場閉所</u> 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を	週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業） <u>（目的）</u> <u>第1条</u> 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県企業局水道事業では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 <u>（用語の定義）</u> <u>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> （1）適用工事 現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。 （2）現場閉所による週休2日工事 ア 週休2日 4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。 なお、経費補正が認められるのは下記の3区分とする。 （ア） 4週6休 （イ） 4週7休 （ウ） 4週8休 イ 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
除き、1日を通して<u>現場作業を行っていない</u>状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 <u>3）対象期間</u> 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 <u>4）現場着手日</u> 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入<u>又は</u>仮設工事等を開始する日をいう。 <u>5）現場完成日</u> 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が<u>全て</u>完了する日をいう。 <u>6）現場閉所率</u> $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$ （3）週休2日交替制工事 <u>1）週休2日</u> <u>①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。</u> <u>②通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。</u>	除き、<u>現場事務所での事務作業を含めて</u>1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ウ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 エ 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 オ 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 カ 現場閉所率 $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{(\text{対象期間の日数} - \text{対象期間外の日数})}$ （3）週休2日交替制工事 ア 週休2日 4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。 なお、経費補正が認められるのは次の3区分とする。 （ア）4週6休 （イ）4週7休 （ウ）4週8休

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>2）休日</u> 対象者が当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。 <u>3）対象者</u> 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）<u>全て</u>の技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。 <u>4）対象期間</u> 元請業者対象者が当該工事に従事した期間*をいう。 ※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、 下請業者は施工体制台帳上の工期を基本とする。 <u>5）休日率</u> 休日率 ＝ 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数－対象期間外の日数) <u>6）平均休日率</u> 平均休日率 ＝ 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数 (4) 共通 <u>1）対象期間外</u> ①年末年始6日間、夏季休暇3日間 ②工場製作のみを実施している期間 ③工事全体を一時中止している期間 ④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間	イ 休日 対象者が当該工事の現場作業<u>（現場事務所での専務作業を含む）</u>を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。 ウ 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。 エ 対象期間 元請業者対象者が当該工事に従事した期間*をいう。 ※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間 下請業者は施工体制台帳上の工期<u>日数</u>を基本とする。 オ 休日率 休日率 ＝ 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数－対象期間外の日数) カ 平均休日率 平均休日率 ＝ 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数 (4) 共通 ア 対象期間外 (ア) 年末年始6日間、夏季休暇3日間 (イ) 工場製作のみを実施している期間 (ウ) 工事全体を一時中止している期間

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>例）・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。</u> <u>・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。</u> <u>⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間</u> <u>2）4週8休</u> <u>①月単位の週休2日</u> <u>対象期間内の全ての月で現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。</u> <u>ただし、現場閉所による週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>②通期の週休2日</u> <u>対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。</u>	<u>イ 4週6休</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満のことをいう。</u> <u>ウ 4週7休</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満のことをいう。</u> <u>エ 4週8休</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上のことをいう。</u>

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>3 対象工事</u> 適用工事は、千葉県企業局水道事業が発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 また、営繕工事については、「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領（県土整備部営繕課）」により試行するものとする。 ・現場施工が1週間未満の工事 ・緊急復旧工事（緊急<u>随契</u>を行うような工事） <u>4 発注方式</u> <u>現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。</u> <u>また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。</u> <u>5 工事費の積算</u> <u>週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。</u> <u>発注時は月単位の週休2日（4週8休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。</u>	<u>（試行対象工事）</u> <u>第3条</u> 適用工事は、千葉県企業局水道事業が発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 また、営繕工事については、「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領（県土整備部営繕課）」により試行するものとする。 ア 現場施工が1週間未満の工事 イ 緊急復旧工事（緊急<u>随契</u>を行うような工事）

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>6 実施方法</u> <u>（1）条件明示等</u> 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙<u>2</u>のとおり記載すること。 <u>また</u>、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 <u>（2）受注者による意思表示</u> 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に、監督職員と<u>週休2日の取組方式</u>と対象期間について<u>工事打合せ簿により</u>協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日<u>又は休日予定</u>がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。	<u>（実施方法）</u> <u>第4条</u> 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。 <u>2 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。</u> <u>3 現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。</u> <u>4 発注者は</u>、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 <u>5</u> 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。 <u>6 受注者は</u>、現場着手前に、<u>現場着手日及び現場完成日を記した工事打合せ簿により</u>、監督職員と対象期間について協議すること。 また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>（3）工事看板による表示</u> <u>受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙3）。</u> <u>（4）実施報告</u> 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙4）と併せて、<u>現場閉所</u>チェックリスト（別紙5）又は休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。 対象期間終了後<u>は</u>、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。 なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日	<u>7 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下のア～オに示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。</u> <u>ア 工事工程の条件に変更が生じた場合</u> <u>イ 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合</u> <u>ウ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合</u> <u>エ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合</u> <u>オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</u> <u>工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。</u> <u>8 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。</u> <u>9 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。</u> なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。 <u>（5）工期変更時の対応</u> <u>工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。</u> ① 工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合 ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 <u>工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。</u>	を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。 <u>（積算方法）</u> <u>第5条 発注者は、週休2日制の取り組み状況に応じて、次に掲げる補正係数を各経費等に乗じる。</u> <u>発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。</u>

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）																																
7 工事成績 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。	現場閉所による週休2日工事の補正 <table><tr><td></td><td>4週6休</td><td>4週7休</td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1. 01</td><td>1. 03</td><td>1. 05</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1. 01</td><td>1. 03</td><td>1. 04</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1. 02</td><td>1. 03</td><td>1. 04</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1. 03</td><td>1. 04</td><td>1. 06</td></tr></table> 週休2日交替制工事の補正 <table><tr><td></td><td>4週6休</td><td>4週7休</td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>労務費※</td><td>1. 01</td><td>1. 03</td><td>1. 05</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1. 01</td><td>1. 02</td><td>1. 03</td></tr></table> ※主要職種51種及び局独自設定労務単価が対象 2 市場単価方式について、現場の閉所状況に応じて、別紙5に示す補正係数を乗じるものとする。 (工事成績) 第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。 (実施の明示) 第7条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙4）。		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費	1. 01	1. 03	1. 05	機械経費（賃料）	1. 01	1. 03	1. 04	共通仮設費率	1. 02	1. 03	1. 04	現場管理費率	1. 03	1. 04	1. 06		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費※	1. 01	1. 03	1. 05	現場管理費率	1. 01	1. 02	1. 03
		4週6休	4週7休	4週8休以上																													
	労務費	1. 01	1. 03	1. 05																													
	機械経費（賃料）	1. 01	1. 03	1. 04																													
	共通仮設費率	1. 02	1. 03	1. 04																													
	現場管理費率	1. 03	1. 04	1. 06																													
		4週6休	4週7休	4週8休以上																													
	労務費※	1. 01	1. 03	1. 05																													
	現場管理費率	1. 01	1. 02	1. 03																													

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
<u>8</u> その他 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、給水課と協議すること。 附 則 この要領は、令和2年8月11日から施行する。 この要領は、令和3年10月15日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年10月27日から施行する。 <u>この要領は、令和7年4月23日から施行する。</u>	<u>（その他）</u> <u>第8条</u> 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、給水課と協議すること。 附 則 この要領は、令和2年8月11日から施行する。 この要領は、令和3年10月15日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年10月27日から施行する。

改定（令和7年4月改定）			現行（令和5年10月）			
			（新規）（掲載箇所変更）			
別紙 1						
○各補正係数						
・現場閉所による週休2日工事の補正			・週休2日交替制工事の補正			
	月単位の 週休2日	通期の 週休2日		月単位の 週休2日	通期の 週休2日	
労務費	1.04	1.02	労務費	1.04	1.02	
機械経費 （賃料）	1.02	1.02	現場管理費率	1.03	1.01	
共通仮設費率	1.03	1.02				
現場管理費率	1.05	1.03				
○市場単価方式の補正係数について						
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数						
No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			通期	月単位	通期	月単位
1	鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
2	ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
3	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
		撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
10	道路附属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
11	法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
12	吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
14	道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
		剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
15	公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
20	グレーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
21	軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
22	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

改定（令和7年4月改定）

現行（令和5年10月）

〇土木工事標準単価の補正係数について

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

(新規)

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			通期	月単位	通期	月単位
1	区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
2	高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
3	橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
4	構造物とりにこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
		人力	1.02	1.04	1.02	1.04
5	コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
6	排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
7	鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
8	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
		高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
9	表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
10	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
11	剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
12	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
13	防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
14	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
15	塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
16	バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
17	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
18	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
19	機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
20	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
21	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
23	浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
24	支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
25	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

改定（令和7年4月改定）	現行（令和5年10月）
○特記仕様書記載例 別紙 2 （週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】） 第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。 2 受注者は、<u>現場閉所による週休2日工事として取り組むこと</u>。なお、予定価格には<u>月単位の週休2日（4週8休以上）</u>達成相当の経費を補正している。 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事<u>実施</u>要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。 （週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】） 第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には<u>月単位の週休2日（4週8休以上）</u>達成相当の経費を補正している。 3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事<u>実施</u>要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。	別紙 1 特記仕様書記載例 （週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】） 第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。 2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。 （週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】） 第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。 3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

改定（令和7年4月改定）

現行（令和5年10月）

別紙3

別紙4

○公衆が見やすい場所への明示例

公衆が見やすい場所への明示例

・現場閉所による週休2日工事

・現場閉所による週休2日工事

【工事掲示板（例）】

現場閉所による週休2日工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け
（A3サイズ相当）

建設業許可票

労災保険関係成立票

緊急時連絡票

建退協

【工事掲示板】

現場閉所による週休2日工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼付ける
（A3サイズ相当）

施工体制台帳

建退協

・週休2日交替制工事

・週休2日交替制工事

【工事掲示板（例）】

週休2日交替制工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け
（A3サイズ相当）

建設業許可票

労災保険関係成立票

緊急時連絡票

建退協

【工事掲示板】

週休2日交替制工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼付ける
（A3サイズ相当）

施工体制台帳

建退協

改定（令和7年4月改定）

別紙 4

様式－6

工 事 履 行 報 告 書

工事番号 工事名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 （ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
【現場閉所型による週休2日工事】 今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日 累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)			
記載例(現場閉所)			
【週休2日交替制適用工事】 今月 平均休日率 ○○% 累計 平均休日率 ○○%			
記載例(交替制)			

(注1. 工事着工前に、予定工程を記入して提出する。
2. 毎月末に、実施工程を記入して提出する。
3. 段階確認項目の予定時期等を、記事欄に記入する。

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

現行（令和5年10月）

別紙 2

様式－6

工 事 履 行 報 告 書

工事番号 工事名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 （ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
【現場閉所型による週休2日工事】 今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日 累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)			
記載例(現場閉所)			
【週休2日交替制適用工事】 平均休日率 ○○%			
記載例(交替制)			

(注1. 工事着工前に、予定工程を記入して提出する。
2. 毎月末に、実施工程を記入して提出する。
3. 段階確認項目の予定時期等を、記事欄に記入する。

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

別紙5

事務所名 ○○事務所
工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

[illegible]

別紙 3

事務所名 ○○事務所
工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

[illegible]

※設計変更は月ごとではなく
全体の閉所率で判断！

別紙 6

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

事務所名 ○○事務所

[illegible]

--	--

[illegible]

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間）

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

現行（令和5年10月）

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

事務所名 ○○事務所

工事名 000000

受注者名 ○○工務店

[illegible]

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外 空欄：対象期間）

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

